

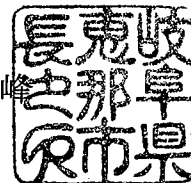
## 経営管理権集積計画の告示

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 1 日

恵那市長 小坂 喬峰



記

### 1. 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	字	林班	森林面積	森林所有者 件数	筆数	備考
1	笠置地区	鶴ヶ根	73	14.67 ha	8 件	20	整理番号 集 2～集 9
2	串原地区	大野	42	9.95 ha	18 件	37	整理番号 集 10～集 27

2. 縦覧場所 恵那市役所林政課

### 3. 権利の設定

本告示により、対象森林の経営管理権が恵那市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。